

議案第34号

債権の放棄について（経済戦略局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 旧同和対策事業により本市が設置した皮革製品等の製造業者
のための共同作業場の一部（以下「本件建物」という。）を借
り受けていた者
- 2 債 権 の 内 容 本件建物の賃貸借契約に基づく賃料債権
- 3 放棄する債権の額 金397,500円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受
けることができる見込みがないため

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

旧同和対策事業により本市が設置した皮革製品等の製造業者のための共同作業場の一部の賃貸借契約に基づく賃料債権を放棄するため、この案を提出する次第である。